

## スプリングレビュー調書

## 環境部

## 【基本政策】

## 環境と共生した持続可能な社会の実現

## 【新たな視点による政策提案】

- ◆ ごみ減量の推進について
  - ・ 効率的なごみ処理と更なるごみの減量化を推進するため、全市統一的なごみ収集体制の構築（ごみ分別区分、指定ごみ袋、ふれあい収集等）やごみの減量のための粗大ごみ有料化の実施（排出量に応じた負担の公平化）、市民協働によるごみ減量対策（紙類の資源化、生ごみの水切り推進等）に取り組む。
- ◆ ごみ処理工場の統廃合事業
  - ・ 今回の大震災を踏まえて、将来のごみ処理体制についての方向性を再考し、北部清掃工場を震災時のバックアップ施設として位置づけるとともに、各施設の稼働期間や新（第4）清掃工場の施設規模を見直す。
- ◆ 新エネルギー導入の促進と省エネルギー対策の推進
  - ・ 国が提案している2020年度までに温室効果ガス排出量を1990年度比25%削減、一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合を10%という目標を達成するためには、省エネルギーの取組とあわせて新エネルギーの導入が不可欠である。そこで、本市域の新エネルギーの導入目標を設けるとともに目標実現のための具体的な施策を講じる。
  - ・ また、東日本大震災及び福島第一原発事故による新エネルギーへの関心の高まりを活用し、省エネルギー対策の推進や新エネルギーの導入の促進によって、本市域におけるエネルギーの自給率の向上や新産業の創出を目指す。

## 【第2次浜松市総合計画の計画期間(H23~26)における主要課題等】

- ◆ ごみ減量の推進について
  - ・ 市民、事業者、行政が協働したごみ減量とリサイクルに向けた取組（「ごみダイエットはままつ」アクションプランの策定・推進）や安定的かつ効率的なごみ処理体制の整備、適正処理の監視などによる循環型社会の構築
  - ・ 地域によって異なる分別方法や収集運搬体制等の見直しによる統一化

## 【調査・研究を進めている案件、今後調査・研究を計画している案件】

- ◆ ごみ減量の推進について
  - ・ ごみ収集区域、収集体制の見直しを検討している。
  - ・ 地域の特性と効率性を考慮した収集方法について自治会等と協働して検討する。
- ◆ ごみ処理工場の統廃合事業
  - ・ 現在、事業系廃棄物について自己搬入される物については無料で処理している。今、ごみ処理の有料化を検討しているが、PFI方式で実施している西部清掃工場のごみ処理について、有料化とした場合の料金徴収の方法を検討している。

【協議事項】(案件名を記入してください)

- ① ごみ減量の推進について

【現状と課題】

(論点とすべき点を下線で強調してください)

本市では、平成 20 年 3 月に策定した浜松市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理編）（以下「基本計画」という。）に基づき、ごみの減量を推進している。

- ① 平成 17 年の合併以前から踏襲している分別方法や収集運搬体制が地域によって異なっていることから、市民や事業者のごみ・資源物処理に対する認識を共有化する必要がある。
- ② ごみの排出量は年々減少しているが、ごみ組成は家庭や事業者から排出される紙類と生ごみが多くを占めている。将来のごみ処理経費の削減と地球温暖化防止に向けた資源循環型社会を構築するため、現行の基本計画のごみ排出量の目標を見直し、市民や事業者と協働により更なるごみの減量化を推進する。

【課題解決に向けた今後の方向性】

(論点とすべき点を下線で強調してください)

- ① 基本計画に基づき、ごみの減量に関する意識啓発の強化や 3 R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、ごみの減量化を進める。  
 また、市民や事業者へのごみの減量や再生利用を促進するため、平成 25 年度を目途に地域によって異なる分別方法の統一や収集運搬体制の見直しを行うほか、粗大ごみの処理有料化等の経済的手法を取り入れ、ごみ減量対策に取り組む。  
 なお、取組に向けて、事前に市民と事業者には十分かつ丁寧な説明により周知する。
- ② 現行の基本計画を実行し、将来に向けた効率的なごみ処理を行うとともに、平成 23 年 6 月に策定するごみ減量アクションプラン（「ごみダイエットはままつ」）において、現状を踏まえたごみ排出量の見直し目標を設定し、「1 人 1 日当たりのごみ排出量の 10%以上削減」に取り組む。

1 人 1 日当たりのごみ排出量 (g/人/日)	平成 21 年度	平成 25 年度
アクションプランの減量目標	986	871 △11.7%
(基本計画の減量目標)	(1,051)	(1,003 △4.6%)

【今後の主要事業】

(論点とすべき事業を下線で強調し、別途資料として政策・事業シートを添付してください)

主要事業

- ◆ごみ分別方法と収集運搬体制の統一
- ◆指定ごみ袋の統一
- ◆粗大ごみ処理有料化事業
- ◆ふれあい収集事業
- ◆事業系ごみ減量化推進事業
- ◆生ごみの減量化推進事業（水切り奨励、堆肥化の推進）
- ◆紙類・草木類・廃食用油の減量化・資源化推進事業（自治会での拠点回収）
- ◆マイバッグ・マイバスケツト運動（レジ袋削減協定への参加要請、3 R 推進認定制度の検討）
- ◆自治会や学校での環境教育の推進

【論点】

- ◆ 1人1日当たりのごみ排出量の見直し及びごみ減量計画について
  - 10%削減に向けた目標の見直しと今後の取組内容について

【協議要旨】

- ◆ ごみ減量の効果が高い家庭用生ごみ処理機の普及について研究する。
- ◆ 紙類の回収方法について、場所や回数などを検討し、回収しやすい環境を整える。

**【協議事項】(案件名を記入してください)**

- ② ごみ処理工場の統廃合事業

**【現状と課題】**

(論点とすべき点を下線で強調してください)

- ・市町村合併時に7施設あったごみ焼却施設を統廃合し、現在は4施設となっている。
- ・平成17年度末ではるのクリーンセンター及び水窪・佐久間クリーンセンターを、平成20年度末で三ヶ日ごみ処理センターを、平成22年度末で北部清掃工場を休止した。
- ・一方、北部清掃工場の代替施設として西部清掃工場を平成21年2月から稼動し、南部清掃工場では21年度から3年計画で改修工事を実施している。
- ・今後、浜北清掃センターを平成24年度末で休止し、天竜ごみ処理工場についてもコスト面から休止時期(平成29年度末)の前倒しの検討が必要となっている。
- ・3月に発生した大震災によって、津波被害を想定した清掃工場のバックアップ施設の必要性が問われている。

**【課題解決に向けた今後の方向性】**

(論点とすべき点を下線で強調してください)

- ・休止施設も含めた既存のごみ焼却施設について、震災時等におけるバックアップ施設としての活用を検討する。なお、活用にあたって改修工事が必要な場合には、費用対効果を踏まえ、バックアップとして必要な炉数を検討した上で改修を行う。
- ・天竜ごみ処理工場は、基本計画では平成29年度末をもって休止する計画であるが、ごみ減量化による焼却ごみ量の減量を見込み、平成26年度末までに休止する。また、北部清掃工場をバックアップ施設として稼動することになれば、更なる休止時期の前倒しが可能である。
- ・南部清掃工場の代替施設として新(第4)清掃工場を建設し、市内のごみ処理を西部清掃工場との2工場体制で行うことにより、本市の可燃ごみの処理を効率的かつ円滑に行うとともに経費の節減を図っていく。
- ・新(第4)清掃工場の処理規模、処理方式、建設候補地等については、今年度策定する基本構想の中で検討する。なお、処理規模については、平成22年度構想では408t/日を想定しているが、更なるごみ減量に伴い規模縮小する。

**【今後の主要事業】**

(論点とすべき事業を下線で強調し、別途資料として政策・事業シートを添付してください)

新(仮称第4)清掃工場建設事業について

平成23年度 : 基本構想の策定(ごみ処理体制の整理、処理システムの検討 etc.)、  
建設候補地の抽出・選定・評価

平成24年度～ : 環境影響評価、都市計画決定、地質調査、測量調査、用地取得、  
開発行為協議、施設設計、造成・建設・設備工事

**【論点】**

- ◆ 災害時バックアップ施設のあり方と新たな統廃合計画について
  - 災害時バックアップ施設について
  - 新(第4)清掃工場の建設について

**【協議要旨】**

- ◆ 災害時のバックアップ施設については、候補施設の改修費用や運転コストを精査するとともに、新清掃工場の建設前倒しや圧縮梱包方式による一時的なごみ処理方法なども含めて再検討する。